

高知くらしの護身術

144

送りつけ商法

勝手に処分しないで

(2009年9月15日掲載原稿)

消費生活センターに寄せられる相談のなかにネガティブ・オプション、いわゆる送りつけ商法に関するものがあります。

たとえば「自宅に宅配便が届いたので開けてみたら、頼んだ覚えのない書籍が入っており、請求書が同封されていた」というようなものです。

注文した覚えがない商品を一方的に送り付けられ代金請求されても法的には支払う義務はありません。

しかしここで注意しなければいけないのは、送り付けられた商品の所有権は業者側にあるという点です。

勝手に処分してしまうと、消費者に支払い義務が生じてしまうのです。

いつまでも処分できないと困りますが、「特定商取引に関する法律」(特商法)では次のような場合は自由に処分できると定めています。

- ① 消費者が商品を受領した日から14日を経過した場合、
- ② 消費者が販売業者に対し引取り請求をした日から7日を経過した場合です。

つまり商品を保管する義務は最長で14日間ありますが、それを過ぎたら自由に処分しても構わないのです。

特商法に定めるネガティブ・オプションの場合はクーリング・オフ制度のような指定商品はないので、色々な商品が送りつけられても上記対応が可能です。

たとえ業者から代金支払を促す連絡があっても支払う必要はありません。その場合は契約していない旨を告げ、引取りを要請しましょう。着払いで返品しても大丈夫です。

業者が「注文を受けた」と主張する場合がありますので、その場合は早めにご相談ください。